

第四管区海上保安本部公示第 25 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

愛知県三河港務所長 堀尾 朋宏

愛知県豊橋市神野ふ頭町 3 番地 9

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

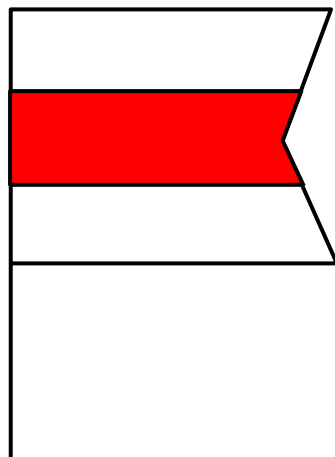
令和 8 年 5 月 2 5 日～令和 8 年 9 月 3 0 日（うち 2 日間）

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省
令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を揚げ
る。



白
紅
白

別図



調査区域

海洋状況表示システム(<https://www.msil.go.jp/>)を元に作図